

訴 状

平成○年○月○日

○○簡易裁判所 御中

原告訴訟代理人司法書士 ○ ○ ○ ○ 印

○○県○○市○○町○○○

原 告 ○ ○ ○ ○

(送達場所) 〒000-0000 ○○県○○市○○町○○○

○○司法書士事務所

認定番号 000000 号

上記訴訟代理人司法書士 ○ ○ ○ ○

電 話 00-000-0000

F A X 00-000-0000

〒000-0000 ○○県○○市○○町○○○

被 告 株式会社○○○

代表者代表取締役 ○ ○ ○ ○

不当利得返還請求事件

訴訟物の価額 金 000,000 円

ちょう用印紙額 金 00,000 円

第 1 請求の趣旨

- 1 被告は、原告に対し、金 000,000 円及びこれに対する訴状送達の日翌日から支払済みまで年 5 パーセントの割合による金員を支払え。
 - 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- との判決及び第 1 項につき仮執行の宣言を求める。

第 2 請求の原因

- 1 原告は、平成○年頃から、貸金業者である被告との間で、継続的に金銭消費貸借取引を行い、金銭の借入れ及び弁済を繰り返してきた。
- 2 ところで、被告の原告に対する貸付は、利息制限法を超過するものであるため、同法超過利息の弁済については元本に充当されるべきである。
- 3 そこで、最初の借入日及び現時点における残金に基づき、原告と被告との今日に至るまでの取引経過を予測し、これを利息制限法所定の金利に引き直して利息及び元本に充当した結果、別紙「計算書」のとおり金 000,000 円の過払いになっており、原告は被告に対し同額の不当利得返還請求権を有することが判明した。(甲第 1 号証)

- 4 原告は今後、当事者照会や文書提出命令等を利用し、訴訟の中で被告との取引経過を明らかにする予定である。
- 5 ところで、原告は被告に対し、本件金銭消費貸借取引の内容をすべて明らかにするよう請求してきたが、被告は○年前までの取引経過しか開示せず（甲第2号証）、そのために原告は、被告に対する過払金額が確定できないまま、やむなく本訴提起をするに至ったものであり、被告が全取引経過を開示しなかったことについては合理的理由がない。
- 6 貸金業者は、債務者から取引履歴の開示を求められた場合には、その開示要求が濫用にわたると認められるなど特段の事情のない限り、貸金業法の適用をうける金銭消費貸借契約の付随業務として、信義則上、保存している業務帳簿（保存期間を経過しているものも含む。）に基づいて取引履歴を開示すべき義務を負っている（最判平成17年7月19日）
原告代理人は、平成○年○月○日、被告他○○名の債権者に対し、取引履歴の開示を求めるため債務整理開始通知を送付した。（甲3）
被告を除く他の債権者からは、○月○日までに取引当初からの取引履歴の開示を受けた。その結果、被告を除く債権者との間では、○月○日までに任意整理が成立した。
取引履歴の開示期限と定めた○月○日までに被告から取引履歴の開示を受けられなかったことから、原告代理人は、被告に対し、○月○日、取引履歴の開示を求めて架電した。被告は、原告代理人の開示を求める架電に対し、10年以上の前の取引履歴は廃棄したとして取引履歴の開示を拒絶した。
- 7 したがって、被告の全取引経過の不開示によって原告の債務整理が遅滞し、原告の不安が続き、原告は訴訟を提起せざるを得なかったものであるから、これによって原告は精神的損害が生じており、これを慰謝するには金200,000円が相当である。
- 8 よって原告は被告に対し、不当利得返還請求金000,000円と損害賠償金として金200,000円との合計である金000,000円およびこれに対する訴状送達の日から支払済みに至るまで年5パーセントの割合による金員を求めるため、この訴えを提起する。

証拠方法

- 1 甲1号証 計算書
- 2 甲2号証 取引明細書
- 3 甲3号証 債務整理開始通知

添付書類

- | | | |
|---|-------|----|
| 1 | 訴状副本 | 1通 |
| 2 | 甲号証写し | 1通 |
| 3 | 資格証明書 | 1通 |
| 4 | 訴訟委任状 | 1通 |